

令和 7 年度
兵庫県立龍野北高等学校 鶏鳳北同窓会
総 会



日時 令和 7 年 6 月 1 日（日）10 時 30 分から 11 時 30 分まで
会場 たつの市新宮町新宮 1060-1 新宮公民館
電話 0791-75-0922

兵庫県立龍野北高等学校 鶏鳳北同窓会

総会次第

開会

- 1 開会のあいさつ
- 2 兵庫県立龍野北高等学校 校長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議案
 - 議案 1 令和 6 年度 事業報告案及び決算案
監査報告
 - 議案 2 令和 7 年度 事業計画案及び予算案
 - 議案 3 (1) 令和 5 年度～7 年度鶏鳳北同窓会役員 (R7. 6. 1 変更) 案
(2) 新宮高校跡記念碑設置を目的とする特別委員会委員案
(3) 同窓会会員データ管理委託等について
(4) その他
- 5 議長解任
- 6 報告
 - (1) 関東支部活動報告 (事業報告・会計報告)
 - (2) その他

閉会

(参考)

- ・規約、細則 (様式を含む)、特別基金管理規定

議案1 令和6年度 事業報告案及び決算案

(令和6年度事業報告案)

1. 総会

日時 令和6年6月1日(土) 13時30分から15時まで

会場 たつの市龍野町富永 1005-1 たつの市福社会館4階大会議室

電話 0791-63-4343

- ・総会提案議案を審議し承認されました。

(詳細は龍野北高校ホームページの「鶏鳳北同窓会」のページをご覧ください。)

2. 役員会

第1回役員会

日時 令和6年5月11日(土) 13時30分から15時まで

会場 たつの市新宮町新宮 1060-1 新宮公民館

電話 0791-75-0922

- ・総会提案議案を審議し承認されました。

(詳細は龍野北高校ホームページの「鶏鳳北同窓会」のページをご覧ください。)

第2回正副会長会

日時 令和6年11月26日(火) 10時から12時まで

会場 たつの市新宮町芝田 125-2 龍野北高等学校会議室

電話 0791-75-2900

- ・今後の活動、会館建設その他の活動等について意見交換しました。

(詳細は龍野北高校ホームページの「鶏鳳北同窓会」のページをご覧ください。)

3. 学校、同窓会行事への参加等

入学式、体育祭、文化祭、卒業式の学校行事等に会長、事務局員が参加しました。

- (1) 4/8 全日制課程・定時制課程 入学式出席
- (2) 5/18 関東支部総会・懇親会出席
- (3) 6/14 定時制課程 校内生活体験発表会出席
- (4) 7/12 定時制課程 第14回龍北定体育祭出席
- (5) 8/11 同窓会会計引継ぎ会議開催
- (6) 9/6 旧県立新宮高等学校第1工区解体撤去工事安全祈願祭出席
- (7) 10/24 全日制課程 体育大会出席
- (8) 10/25 東生会(姫路東高等学校)交流会(情報交換会)出席
- (9) 10/30 小野高速印刷株式会社との情報交換会(同社訪問、リモート)開催
- (10) 11/1 令和6年度卒業予定者との情報交換会開催
- (11) 11/15 定時制課程 17回龍夜祭出席
- (12) 11/19 龍野北高11期生 郡安拓海会員(技能五輪金メダル)講演会出席
- (13) 12/10 龍野北高7期生 吉田航生会員(ドラコンWLD世界一)面談
- (14) 1/23 電気情報システム科出前授業(国土交通省・西芝電機)出席

- (15) 1/31 定時制課程 校内生活体験発表会出席
- (16) 2/1 全日制課程 第17回学習成果発表会出席
- (17) 2/1 第2回学校評議員会出席
- (18) 2/25 全日制課程 鶏鳳北同窓会記念品贈呈・入会式出席
- (19) 2/26 全日制課程・専攻科課程 卒業証書授与式出席
- (20) 3/1 定時制課程 鶏鳳北同窓会記念品贈呈・入会式出席
定時制課程 卒業証書授与式出席

(学校行事等は龍野北高等学校ホームページをご覧ください。)

4. 令和6年度兵庫県立龍野北高等学校卒業生への記念品贈呈等

卒業生216名に卒業記念品として印鑑を贈りました。また、学校が選抜した優秀な卒業生3名に龍北賞記念品として置時計を贈りました。

5. 部活動その他で活躍した生徒に対する支援

鶏鳳北同窓会細則第9条に基づき、部活動6件を支援しました。

- (1) 6/11 全日制・女子ソフトテニス部(近畿大会)
- (2) 7/4 定時制・陸上競技部(全国大会)
- (3) 7/4 全日制・コーラス部(全国大会)
- (4) 7/12 全日制・写真部(全国大会)
- (5) 9/20 定時制・陸上競技部(近畿大会)
- (6) 9/26 全日制・水泳部(近畿大会)

6. 記念館使用

生徒との意見交換、旧鳳同窓会会員等との意見交換、総会、役員会の資料作成等で使用しました。

7. 鶏鳳北同窓会特別基金の運用等

鶏鳳北同窓会特別基金の運用はありませんでした。(決算書をご参照下さい。)

8. その他

鶏鳳北同窓会長と兵庫県立龍野北高等学校長とは、令和7年2月20日に同窓会の事務に関して委任契約を締結しました。

(委任事項)

- (1) 会費の集金及び督促
- (2) 配布物の原稿収集及び配布
- (3) 同窓会に係る書類等の収集及び入会者名簿の作成・提供

(令和6年度決算案)

令和6年度同窓会会計決算案

収入総額 2,068,929 円
支出総額 2,068,929 円
差引残額 0 円

《収入の部》

科 目	令和6年度予算	決 算	備 考
繰 越 金	893,628	893,628	
会 費	1,085,000	1,075,000	R6年度卒業生会費 ・¥5,000×215名 (全日制207名、定時制8名)
寄 付	30,000	100,000	寄付 (同窓会名簿・閉校記念誌提供)
同窓会報賛助金	0	0	
同窓会報広告料	0	0	
雑 収 入	20	301	利息
特 別 基 金	0	0	
合 計	2,008,648	2,068,929	

《支出の部》

科 目	令和6年度予算	決 算	備 考
会 議 費	25,000	24,055	役員会総会等開催 会議室使用料等
需 用 費	305,000	268,805	・卒業記念品(印鑑)@1050円×216名 ・龍北賞(置時計)@13200円×3名 ・振込手数料、記念館使用光熱費等
事 業 費	200,000	155,000	・部活動支援 105,000円 ・関東支部支援金 50,000円
旅 費・交 通 費	250,000	235,860	・總會、役員会、東生会(姫路東高)ヒアリング、事務局会議の出張旅費等 ・関東支部總會 会長、校長の出張旅費
事 務 費	100,000	10,982	・名刺代、葉書印刷代、養生テープ代等 ・東生会(姫路東高)ヒアリングお土産代
慶 弔 費	30,000	0	
通 信 費	30,000	3,260	・レターパック料金、葉書代等
予 備 費	50,000	0	
同窓会名簿編集・発行積立金	500,000	500,000	同窓会名簿編集・発行積立
同窓会報発行積立金	100,000	100,000	同窓会報発行積立
記念行事積立金	100,000	100,000	記念行事積立
次年度繰越金	318,648	670,967	
合 計	2,008,648	2,068,929	

令和6年度 同窓会特別基金 決算案

基 金 総 額	71,978,231 円
収 入 総 額	14,385 円
支 出 総 額	0 円
差 引 基 金 額	71,992,616 円

《収入の部》

	R 5 年度基金決算額	利息収入	収入	合 計	備 考
① 兵庫県信用組合(証書)	10,011,254	170	0	10,011,424	1年定期/自動継続
② 西兵庫信用金庫(通帳)	4,761,548	116	0	4,761,664	預金②-1⇒1年定期/継続 預金②-2⇒普通
③ 兵庫信用金庫(通帳)	10,011,232	170	0	10,011,402	1年定期/継続
④ 郵便局(定期通帳)	9,688,328	165	0	9,688,493	定額貯金(R4.3.22)/10年満期
⑤ 郵便局(普通通帳)	264	0	0	264	
⑥ 兵庫西農協(通帳)	10,010,011	170	0	10,010,181	1年定期/継続
⑧ 兵庫西農協(通帳)	27,495,594	13,594	0	27,509,188	国債/年2回の利息振込があります。
合 計	71,978,231	14,385	0	71,992,616	

令和6年度 同窓会会報発行・記念行事・卒業生名簿編集発行積立 決算案

	R 5 年度 基金決算額	利息収入	収入	合 計	備 考
⑨ 兵庫西農協(通帳)	3,522,008	1,741	700,000	4,223,749	(内訳) 同窓会報発行 100,000円 累計 2,300,000円 記念行事 100,000円 累計 423,749円 同窓会名簿編集発行 500,000円 累計 1,500,000円

監査報告

監査報告

鶏鳳北同窓会長 様

監査の結果、収支の状況は、適正に処理され、領収書の照合等
内容は、公正妥当であり、計数は正確でありました。

令和7年5月2日

監事 成 弘 
監事 花畑 浩次 

議案2 令和7年度 事業計画案及び予算案

(令和7年度事業計画案)

1. 正副会長会

日時 令和7年6月1日(日)9時30分から10時20分まで

会場 たつの市新宮町新宮 1060-1 新宮公民館

電話 0791-75-0922

2. 総会

日時 令和7年6月1日(日)10時30分から11時30分まで

会場 たつの市新宮町新宮 1060-1 新宮公民館

電話 0791-75-0922

3. 学校行事への参加等

学校からの行事参加の要請に基づき参加することとします。

4. 令和7年度兵庫県立龍野北高等学校卒業生への記念品贈呈等

卒業生に卒業記念品を贈ります。また、学校が選抜した優秀な卒業生に記念品を贈呈します。

5. 部活動その他で活躍した生徒に対する支援等

鶏鳳北同窓会細則第9条に基づき支援します。

6. 記念館使用と教育財産(記念館)使用許可の更新

- ・校長の許可に基づき記念館を使用します。
- ・教育財産(記念館)使用許可の更新手続きを行います。

7. 鶏鳳北同窓会特別基金の運用等

鶏鳳北同窓会特別基金管理規定に基づき運用します。

8. その他

- ・鶏鳳北同窓会総会、役員会等の開催通知、事務連絡などの経費縮減に努めます。
- ・新宮高校跡地に記念碑設置を検討します。
- ・その他

(令和7年度予算案)

令和7年度同窓会会計 予算案

収入総額 1,690,967 円
支出総額 1,690,967 円
差引残額 0 円

《収入の部》

科 目	令和6年度決算	予 算	備 考
繰 越 金	893,628	670,967	
会 費	1,075,000	1,000,000	R7年度卒業生会費 ・¥5,000×200名 (全日制190名、定時制10名)
寄 付	100,000	20,000	寄付 (同窓会名簿・閉校記念誌提供)
同窓会報賛助金	0	0	
同窓会報広告料	0	0	
雑 収 入	301	0	利息
特 別 基 金	0	0	
合 計	2,068,929	1,690,967	

《支出の部》

科 目	令和6年度決算	予 算	備 考
会 議 費	24,055	25,000	役員会総会等開催 会議室使用料等
需 用 費	268,805	350,000	・卒業記念品(印鑑) ¥1200×220=264000 全日制:200名(印鑑) 定時制:20名(印鑑) ・龍北賞 5名分 ¥15000×5=75000 ・振込手数料、記念館使用光熱費等 11000
事 業 費	155,000	200,000	・部活動支援 150,000円 ・関東支部支援金 50,000円
旅 費・交 通 費	235,860	250,000	・總會、役員会、近隣高校等 役員出張旅費 ・関東支部總會 会長、校長出張旅費
事 務 費	10,982	100,000	・コピー機カラーインク入替 ・コピー用紙、USB、封筒印刷等
慶 弔 費	0	30,000	・香料、供花代、
通 信 費	3,260	30,000	切手、レターパック料金等
会員名簿管理費	0	79,200	・会員データを小野高速印刷㈱に管理委託
予 備 費	0	50,000	
同窓会名簿編集・発行積立金	500,000	100,000	同窓会名簿編集・発行積立
同窓会報発行積立金	100,000	100,000	同窓会報発行積立
記念行事積立金	100,000	100,000	記念行事積立
次年度繰越金	670,967	276,767	
合 計	2,068,929	1,690,967	

令和7年度 同窓会特別基金 予算案

基 金 総 額	71,992,616 円
収 入 総 額	0 円
支 出 総 額	0 円
差 引 基 金 額	71,992,616 円

《収入の部》

	R 6 年度基金決算額	利息収入	収入	合 計	備 考
① 兵庫県信用組合（証書）	10,011,424	0	0	10,011,424	1年定期/自動継続
② 西兵庫信用金庫（通帳）	4,761,664	0	0	4,761,664	預金②-1⇒1年定期/継続 預金②-2⇒普通
③ 兵庫信用金庫（通帳）	10,011,402	0	0	10,011,402	1年定期/継続
④ 郵便局（定期通帳）	9,688,493	0	0	9,688,493	定額貯金(R4.3.22)/10年満期
⑤ 郵便局（普通通帳）	264	0	0	264	
⑥ 兵庫西農協（通帳）	10,010,181	0	0	10,010,181	1年定期/継続
⑧ 兵庫西農協（通帳）	27,509,188	0	0	27,509,188	国債
合 計	71,992,616	0	0	71,992,616	

令和7年度 同窓会会報発行・記念行事・卒業生名簿編集発行積立 予算案

	R 6 年度 基金決算額	利息収入	収入	合 計	備 考
⑨ 兵庫西農協（通帳）	4,223,749	0	300,000	4,523,749	(内訳) 同窓会報発行 100,000円 累計 2,400,000円 記念行事 100,000円 累計 523,749円 同窓会名簿編集発行 100,000円 累計 1,600,000円

議案 3

(1) 令和 5 年度～ 7 年度鶏鳳北同窓会役員（R7. 6. 1 変更） 案

名誉顧問

氏 名	住 所	TEL	卒業科	回
長田 執	個人情報事務局で管理しています		土 木	2
藤田 久夫			土 木	8
久保田達郎			デザイン	8
清水 五男			電 気	5

顧 問

氏 名	住 所	TEL	卒業科	回
上田 勝	個人情報事務局で管理しています		商業(全)	12
三宅 三郎			商業(定)	12
戸澤 光弘			建 築	23
阿曾 一司			電 気	4
飯塚 幾久代			家 政	4
天野 初子			衛 看	3

役 員

役 職	氏 名	住 所	TEL	卒業科	回
会 長	堀 千代幸	個人情報事務局で管理しています		商業(全)	16
代表副会長	出口 くみこ	個人情報事務局で管理しています		福 祉	2
副会長	大坪 三郎	個人情報事務局で管理しています		商業(全)	4
副会長	大谷 充廣			商業(全)	16
副会長	山口 昇			土 木	21
副会長	木元 文三			デザイン	17
副会長	<u>三宅 靖二</u>			電 気	1
副会長	菅井 稔			建 築	27
副会長	久保 ひとみ			衛 看	3
副会長	田中 稔			商業(定)	24
理 事	<u>伊藤 満</u>	個人情報事務局で管理しています		商業(全)	24
理 事	坪田 尚享			環建(北)	1
理 事	<u>時山 晋一</u>			デザイン	36
理 事	<u>堀 正昭</u>			電 気	9
理 事	<u>千古 修</u>			建 築	35
理 事	北田 健人			電情(北)	1
理 事	糟井 沙里			総福(北)	1
理 事	藏野 菜津季			看護(北)	1
理 事	<u>高野 潔</u>			商業(定)	13

監 事	花畑 浩次	個人情報事務局で管理しています		商業(全)	28
監 事	戌亥しのぶ			家 政	18
会 計	菅井 稔	個人情報事務局で管理しています		建 築	27
会 計	<u>伊藤 満</u>			商業(全)	24
書 記	寺井 信夫			建 築	49
書 記	堺 英彦			デザイン	33

役 員(評議員)

氏 名	住 所	TEL	卒業科	回
木元 麻友美	個人情報事務局で管理しています		電情(北)	1
藤原 亜希子			環建(北)	1
山田 健人			電情(北)	1
重光 修史			環建(北)	1
田中 愛美			総デ(北)	1
頃安 理香			総福(北)	1
志水 唯香			看護(北)	1

学校関係管理職

学校役職	氏 名	住 所	TEL	同窓会 役職
校 長	<u>福田 孝善</u>	679-4316 たつの市新宮町芝田 125-2	0791-75-2900	顧問
教 頭(全)	<u>三木 秀顕</u>	679-4316 たつの市新宮町芝田 125-2	0791-75-2900	参与
教 頭(全)	宮下久仁子			
教 頭(定)	竹中 博之			
事務長	下阪 英作			
総合窓口	寺井 信夫	679-4316 たつの市新宮町芝田 125-2	0791-75-2900	—
支援金窓口	山下 優花 田路 加奈	679-4316 たつの市新宮町芝田 125-2	0791-75-2900	—

特別基金管理委員

役 職	氏 名	住 所	TEL	卒業科	回
委員長	堀 千代幸	個人情報事務局で管理しています		商業(全)	16
副委員長	出口 くみこ	個人情報事務局で管理しています		福 祉	2
委 員	大坪 三郎	個人情報事務局で管理しています		商業(全)	4
委 員	大谷 充廣			商業(全)	16
委 員	山口 昇			土 木	21
委 員	木元 文三			デザイン	17
委 員	菅井 稔			建 築	27
委 員	久保 ひとみ			衛 看	3
委 員	<u>三宅 靖二</u>			電 気	1

本部事務局

役 職	氏 名	住 所	Tel	卒業科	回
事務局長	堀 千代幸	個人情報事務局で管理しています		商業(全)	16
副事務局長	出口 くみこ	個人情報事務局で管理しています		福 祉	2
事務局員	菅井 稔	個人情報事務局で管理しています		建 築	27
事務局員	原田 富子			衛 看	11
会計	伊藤 満			商業(全)	24

(2) 旧新宮高校跡記念碑設置を目的とする特別委員会委員案

- ・本部事務局内に特別委員会を設け、委員を選任し、旧新宮高校跡地に同校の記念碑を設置することについて検討を進めます。

(特別委員会の名称)

特別委員会の名称は「旧新宮高校跡記念石碑検討委員会」とします。

(委員)

委員は、次の 11 名とします。

堀 千代幸 (商業 16)、出口 くみこ (福祉 2)、久保 ひとみ (衛看 3)

戌亥 しのぶ (家政 18)、原田 富子 (衛看 11)、天野 初子 (衛看 3)

笹倉 由美子 (被服 1)、竹内 友江 (被服 2)、牧 廣栄 (衛看 1)

津田 清恵 (衛看 1))、千古 修 (建築 35)

(3) 同窓会会員データ管理委託等について

- ・同窓会会員(約 38,000 名、令和 6 年度兵庫県立龍野北高等学校卒業生までの同窓会会員)の情報データの管理を、姫路市平野町 62, 小野高速印刷株式会社と 79,200 円(税込み)/年で締結します。

また、平成 20 年(2008 年)の開校から 20 周年の令和 10 年(2028 年)に、兵庫県立龍野北高等学校鶏鳳北同窓会の龍野北高等学校卒業生(約 5,000 名)の会員名簿の作成

- ・発行の準備を開始します。

(4) その他

報告

(1) 関東支部 事業報告・会計報告

鶏 鳳 北 同 窓 会 関 東 支 部 事 業 報 告

令和6年 4月 5日	令和6年度 関東支部 総会・懇親会の案内状を発送
4月 8日	会計監査（令和5年度）
4月26日	役員会
5月11日	本部役員会
5月18日	関東支部 総会・懇親会
5月下旬～	「揖保乃糸」の販売（夏期分）
6月 1日	本部総会
7月25日	役員会
8月27日	兵庫県首都圏同郷会・同窓会と東京兵庫県人会との交流会
10月下旬～	「揖保乃糸」の販売（冬期分）
10月29日	東京たつの懇話会
11月12日	東京兵庫県人会 総会・交流会
11月26日	本部正副会長会
12月12日	役員会
令和7年 3月13日	役員会

鶏鳳北同窓会関東支部会計報告

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

【収入】

【敬称略】

前期から繰越	153,318 円
会費・参加費	108,000 円
@10,000×4名=40,000 円	
@8,000×7名=56,000 円	
@6,000×2名=12,000 円	
寄付金	75,000 円
富井範子 4,500 円	砂川満 4,500 円
伊藤錠司 20,000 円	松浦啓三 5,000 円
嶋津厚 10,000 円	大須賀育代 6,000 円
古西せつ 5,000 円	山本敏晴 10,000 円
田内満 10,000 円	
協賛金	山陽建設工業(株) 100,000 円
本部からの支援金	50,000 円
揖保乃糸販売手数料	41,183 円
預金利息	62 円
合 計	527,563 円

【支出】

永楽倶楽部	108,300 円
総会案内	26,214 円
総会経費	25,796 円
役員会 経費	33,375 円
事務局経費	66,478 円
広報活動費	10,000 円
慶弔費	6,974 円
対外活動行事参加経費	29,152 円
本部出張経費	8,600 円
合 計	314,889 円
翌期へ繰越	212,674 円

監査の結果、収支状況は適正に処理されており、帳票の記帳整理は正確でありました。

令和7年4月10日

監 事

久 光 賢 一



(2) その他

(参考) 規約、細則、特別基金管理規定

●兵庫県立龍野北高等学校 鶏鳳北同窓会規約

第一章 総則

【名称及び事務所】

第1条 (1) 本会は、鶏鳳北同窓会と称し、事務局は、兵庫県たつの市新宮町芝田 125-2 の兵庫県立龍野北高等学校内に置く。

(2) 本会は、必要に応じて地方に同窓会支部を設けることができる。

【目的】

第2条 本会は、会員相互の親睦と向上を図り、地域に開かれた母校の発展に寄与する事を目的とする。

【事業】

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、会員相互の親睦と研修会の開催。
- 2、学校行事ならびに部活動に対する援助。
- 3、本会ならびに学校がおこなう地域との交流事業。
- 4、目的達成に必要な事業。

第二章 組織

【会員】

第4条 本会は、下記の会員を持って組織する。

旧鶏北同窓会、旧鳳同窓会会員及び龍野北高卒業生、並びに、かつて各校に在学し正副会長会において承認を得た者。

【役員と評議員】

第5条 本会に次の役員と評議員を置く。

会 長	1 名	代表副会長	1 名	副会長	若干名	理 事	若干名
監 事	2 名	会 計	2 名	書 記	2 名	評議員	若干名

【役員及び評議員の選出】

第6条 会長、副会長は、正副会長会において選出する。役員である理事・監事・会計・書記は会長が委嘱する。定期総会に臨む評議員は、理事の推挙による。これらは正副会長会において承認を得るものとする。

【役員及び評議員の任務】

第7条 役員及び評議員の任務を次のように定める。

- 1、会長は本会を代表し会務を統括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその職を代理する。
- 3、理事は会務の執行にあたる。
- 4、監事は事業及び会計監査を行う。
- 5、会計は本会の財務を担当する。
- 6、書記は会議等必要な事項を記録する。
- 7、評議員は同窓会員を代表し定期総会に臨む。

【役員及び評議員の任期】

第8条 (1) 役員及び評議員の任期は3年として再任を妨げない。但し、役員及び評議員はその任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(2) 期間中に欠員が生じた時は補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第三章 会議

【正副会長会】

第9条 「正副会長会」とは、会長及び副会長によって構成する会議をいう。本会は毎年開催する。会長が必要と認めた場合は、臨時正副会長会を開催することができる。

【総会】

第10条 (1) 本会は毎年一回全役員及び、評議員による「定期総会」を開催する。会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

(2) この総会には一般会員も出席することができる。

【総会決議事項】

第11条 総会に付議しなければならない事項は、次の通りとする。

- 1、事業計画並びに収支予算に関する事。
- 2、事業報告並びに収支決算に関する事。
- 3、規約の変更に関する事。
- 4、役員の選出に関する事。
- 5、その他、会長が必要と認めたもの。

【議決方法】

第12条 本会の議決は、全て出席者の過半数により決定する。

第四章 会計

【会計及び会計年度】

第13条 本会の事業遂行に要する費用は、会費及びその他の収入を持ってこれにあてる。
会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 会費の納入期限は、卒業期とする。
「会費 5,000 円」

第五章 顧問

【顧問】

第15条 本会に顧問を置くことができる。

1、会長は正副会長会にはかり顧問を委嘱することができる。

2、顧問は現校長・旧校長及び本会の功労者から推薦し、本会運営に関する重要事項に対し会長の諮問に応じる。

第六章 規約の改正

【規約の改正】

第16条 この規約を改正するときは、正副会長会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

第七章 補則

【細則】

第17条 本会運営についての細則は別途に定める。

【附 則】

第1条 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

第2条 この規約は、令和6年6月1日から施行する。

●鳳北同窓会細則

- 第1条 本会会員は、龍野町立商業実修学校・兵庫県龍野商業学校・兵庫県立龍野商業学校・兵庫県立龍野工業学校・兵庫県立龍野工業高等学校・同併設中学校・兵庫県立龍野実業高等学校・兵庫県立新宮高等学校・兵庫県立龍野北高等学校 卒業生 及び、かつて各校に在学し正副会長会において承認を得た者とする。
- 第2条 代表副会長1名、副会長若干名を置く。
- 第3条 会費は5,000円とし、全日制・定時制ともに卒業期に一括納入する。但し、会費の変更は正副会長会の承認を得なければならない。
- 第4条 本会役員、評議員、母校の役職員又はその配偶者等が死亡した場合は、次の弔慰金等を送る。
- (1) 本会役員、評議員又は母校の役職員が死亡した場合は10,000円、本会役員、評議員又は母校の役職員の配偶者は5,000円の香料とし、各々供花・弔電を送る。
 - (2) 母校の教職員で、本人が死亡した場合は1項の規定に準ずる。また、母校の教職員の配偶者が死亡した場合は弔電を送る。
- 第5条 役員及び指名を受けた会員又は、職務担当者が本会の業務に必要な会議等に出席する場合は、旅費・交通費等を請求に基づき支給することが出来る。
- 第6条 地方に支部を設置する場合は、本部に下記の書類を提出しなければならない。
- (1) 支部設置理由 (2) 支部規約(案) (3) 発起人名簿又は役員名簿(案) と会員数
 - (4) その他参考書類
- 第7条 本会は、支部設置届が提出された場合速やかに正副会長会に諮らなければならない。
- 現在活動している地方支部は、「関東支部」である。
- 第8条 第6条の支部又は各科から記念事業(支部総会を除く。)の開催通知を受けた場合、10,000円を最高限度として事業費より支出することができる。ただし、運用年度内原則一回とする。
- 2 科の事業をする場合、10,000円を最高限度として事業費より支出することができる。ただし、運用年度内原則一回とする。
 - 3 事業上又は運営上、会長が必要と認める支出は、予備費の範囲内で支出することができる。
- 第9条 部活動その他での生徒の活躍に対して、支援金その他を支出することが出来る。但し、支出に当たっては、実施要項等を添付し、正副会長会の承認を得る。会長が専決した場合は、後日正副会長会の承認を得る。
- (1) 全国大会出場 50,000円を上限として支出する。
ただし、出場者1名につき10,000円、補助員(同行の補欠選手又はマネージャーをいう。以下同じ)1名につき5,000円とする。
 - (2) 県代表 30,000円を上限として支出する。
ただし出場者1名につき5,000円、補助員1名につき2,500円とする。
 - (3) その他については、正副会長会にはかり考慮することができる。
- 2 前項の支援は運用年度内一回とする。
- 第10条 この細則の改正は、3年ごとに見直し「正副会長会」の議決を要するものとする。
- 【附 則】 第1条 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 第2条 この細則は、平成26年6月14日から施行する。
- 第3条 この細則は、令和6年6月1日から施行する。
- ただし、第5条は令和6年4月1日から施行する。

(第5条様式 旅費・交通費請求書等)

兵庫県立龍野北高等学校 鶏鳳北同窓会
旅費・交通費 請求書及び領収書

役 職

氏 名

e-Mail

日付	出席会議名称 又は出張先	区間	交通 手段	片道 料金	往復 料金	支給額	領収 日	領収 サイン
/		⇔	JR バス 車 その他				/	
/		⇔	JR バス 車 その他				/	
		⇔	JR バス 車 その他				/	
		⇔	JR バス 車 その他				/	
/	/	⇔	JR バス 車 その他				/	

(金額は 10 円単位 単位：円)

- ※ 区間は、駅名、目的地名称などとしします。例：姫路駅⇔播磨新宮駅 又は 自宅(佐用)⇔北高
- ※ 旅費・交通費は、原則として実費を請求し、精算します。ただし、自家用車の旅費・交通費にあつては、たつの市内の移動は一往復で 500 円、西播磨地区内又は姫路市内とたつの市内との相互移動は一往復で 1,000 円、その他の兵庫県内での移動は一往復で 2,000 円とする。
- ※ 駐車場等を利用した場合は領収書が必要です。領収書を裏面に貼付けてください。

(第8条様式 請求書)

請 求 書

令和 年 月 日

兵庫県立龍野北高等学校 鶏鳳北同窓会 会長

☐ 兵庫県立龍野北高等学校 クラブ名
教師(顧問)

(連絡先)

メールアドレス

☐ 鶏鳳北同窓会役員 氏 名

(連絡先)

メールアドレス

兵庫県立龍野北高等学校 鶏鳳北同窓会規約第17条のよる鶏鳳北同窓会細則

- ☐ 第4条第1項に基づく香料、供花、弔電などの実費
- ☐ 第4条第2項に基づく香料、供花、弔電などの実費
- ☐ 第5条に基づく会議に参加するための実費
- ☐ 第8条第1項に基づく支部又は各科の記念事業費
- ☐ 第8条第2項に基づく科の事業費
- ☐ 第9条第1項第1号に基づく部活動全国大会出場支援金
- ☐ 第9条第1項第2号に基づく部活動兵庫県代表支援金
- ☐ 第9条第1項第3号に基づくその他支援金
- ☐ 予算支出科目（ ）に基づく支出金

を請求します。

請求金額 円

内訳

※教師(顧問)の方は記載不要です。空欄のままとして下さい。同窓会役員の方は必ず振込先を記載下さい。

振込先 J Aバンク・ゆうちょ銀行・兵庫信用金庫・()
() 支店

口座名義 氏名

口座番号 第 号

※ J Aバンク通帳をお持ちの方は J Aバンクの内容を記載下さいますようお願いいたします。

(参考) 添付資料

- ☐ 弔慰に関するお知らせ資料など
- ☐ 同窓会業務に必要な会議の開催通知など
- ☐ 記念事業開催、事業資料など
- ☐ 部活動その他の大会参加要項など
- ☐ 領収書など会長が必要として求めるもの

●鶏鳳北同窓会特別基金管理規定

第1条（基金）

鶏北同窓会・鳳同窓会・龍野北校同窓会の合併に伴い、それぞれが保有していた基金77,823,220円を鶏鳳北同窓会の特別基金とする。

第2条（管理委員）

- （1） 管理委員はこの規定の定める事項について、特別基金管理運用の責任を負う。
- （2） 管理委員は9名とし鶏鳳北同窓会の役員から互選により選出し、その任期は役員の任期と同じとする。

第3条（基金の運用）

- （1） この基金は、堅実かつ有利な運用益を得るため、その預け先は、次の（2）の金融機関に限定する。
- （2） 都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合、農協及び国債
- （3） 上記預け入れ先の選定については、管理委員全員の賛同を得て役員会の了承を受けなければならない。

第4条（運用益の活用）

- （1） 運用益は、JAバンクの普通口座に入金すること。
- （2） 運用益の使途については、鶏鳳北同窓会の毎年度の事業計画に基づき正副会長会の議決を経て一般会計その他へ繰り入れを行う。

第5条（特別基金の取りくずし）

特別基金の取りくずしについては、総会の3分の2以上（委任状を含む。）の賛同を必要とする。

第6条（その他）

- （1） この管理規定の改廃は総会の3分の2以上（委任状を含む。）の賛同を必要とする。
- （2） この管理規定に基づく会計監査は監事が行う。

【附 則】 第1条 この規定は、平成25年6月8日から施行する。

第2条 この規定は、令和6年6月1日から施行する。